別表1　太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 （条番号）	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 （制度全般）	手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		環境部エコタウン環境課創エネルギー推進担当(048-830-3024)	
国土利用計画法(23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000m²以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000m²以上 ・都市計画区域外の区域：10,000m²以上	届出	企画財政部土地水政策課土地政策担当 （048-830-2188）	建築指導課開発指導担当
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当 （048-830-8435）	経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		同上	同左
環境影響評価法	一般的な太陽光発電施設の設置を直接の理由とする手続きはありませんが、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります		環境部環境政策課企画・環境影響評価担当(048-830-3041)	同左
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	環境部環境政策課企画・環境影響評価担当(048-830-3041)	同左
土壌汚染対策法(4)	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000m²以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	環境部水環境課土壌・地盤環境担当（048-830-3084）	東部環境管理事務所
埼玉県生活環境保全条例(80)	3,000m²以上の土地の改変	調査等	同上	埼玉県東部環境管理事務所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	環境部【産業廃棄物関係】 産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当（048-830-3135） 【一般廃棄物関係】 資源循環推進課一般廃棄物・リサイクル担当 （048-830-3110）	埼玉県東部環境管理事務所

法令名 （条番号）	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 （制度全般）	手続の担当窓口
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(6)	500m^{3}以上の土砂の敷地外排出	届出	環境部産業廃棄物指導課監視・指導・撤去担当(048-830-3135)	埼玉県東部環境管理事務所
同上(16) ※蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	3,000m^{2}以上の面積への土砂の堆積 ※3,000m^{2}未満の面積への土砂の堆積	許可	同上	埼玉県東部環境管理事務所 ※みどり環境課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(29)	鳥獣保護区の特別保護地区内における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採	許可	環境部みどり自然課野生生物担当(048-830-3154)	同左
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣許可	同上	環境省関東地方環境事務所野生生物課
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	同上	同左
埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径400メートル以内 ・営巣地から半径1500メートル以内	配慮の実施	同上	同左
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(10)	ふるさとの緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 ・一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更 ・鉱物の掘採、土石の採取　等	届出	同上	埼玉県東部環境管理事務所 (届出窓口：みどり環境課)
埼玉県自然環境保全条例(19)	県自然環境保全地域の普通地区内における一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更等	届出	環境部みどり自然課自然ふれあい・砂利対策担当(048-830-3156)	埼玉県東部環境管理事務所 (申請窓口：みどり環境課)
農地法(4)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)	許可(市街化区域の場合は届出)	農林部農業政策課農村計画・農地調整担当(048-830-4025)	蓮田市農業委員会

法令名 （条番号）	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 （制度全般）	手続の担当窓口
同上(5)	農地を農地以外のものにしたり,採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権 ・地上権・質権 ・使用貸借権の設定や移転	許可(市街化区域の場合は届出)	同上	同上
農業振興地域の整備に関する法律(13)	市町村農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）	計画変更	同上	農政課
森林法(10の2)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	農林部森づくり課総務・森林企画担当 （048-830-4312）	埼玉県川越農林振興センター林業部、埼玉県秩父農林振興センター林業部、埼玉県寄居林業事務所
同上(10の7の2)	地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること	届出	同上	農政課
同上(10の8)	地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採	届出	同上	同上
森林法(27)	保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除）	指定の解除	農林部森づくり課治山・森林管理道担当 （048-830-4316）	埼玉県川越農林振興センター林業部、埼玉県秩父農林振興センター林業部、埼玉県寄居林業事務所
同上(34)	保安林内における次の行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更	許可	同上	同上
埼玉県水源地域保全条例(7)	水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合）に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定	届出	農林部森づくり課総務・森林企画担当 （048-830-4312）	同上
道路法(32)	道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為（道路の占用） ・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露店、商品置場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)	許可	県土整備部道路環境課総務・管理担当（048-830-5101）	【県道及び県管理国道】埼玉県杉戸県土整備事務所管理担当 【市道】道路課
河川法(23～27)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用（取水等） ・土地の占用 ・河川の砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更	許可	県土整備部水辺再生課総務・管理担当（048-830-5133）	【県管理河川】埼玉県杉戸県土整備事務所 【大臣管理河川】国土交通省関東地方整備局河川事務所

法令名 （条番号）	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 （制度全般）	手続の担当窓口
河川法(55)	河川保全区域内における次の行為 ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築	許可	同上	同上
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(3)	面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為	許可	県土整備部河川砂防課新河岸川・荒川下流域担当（048-830-5143）	埼玉県県土整備部河川砂防課の各流域担当
同上(12)	面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為	届出	同上	同上
砂防法(4)	砂防指定地内における次の行為 ・工作物の新築・改築・除去 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による土地の原状変更	許可	県土整備部河川砂防課荒川上流域・砂防担当（048-830-5141）	埼玉県杉戸県土整備事務所
埼玉県砂防指定地管理条例(3)	砂防指定地内における次の行為 ・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採・樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出	許可	同上	同上
地すべり等防止法(18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水のしん透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良 ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発	許可	【国土交通大臣指定区域】県土整備部河川砂防課荒川上流域・砂防担当（048-830-5141） 【農林水産大臣指定区域】農林部森づくり課治山・森林管理道担当（048-830-4316）	【国土交通大臣指定区域】埼玉県杉戸県土整備事務所 【農林水産大臣指定区域】埼玉県川越農林振興センター林業部、埼玉県秩父農林振興センター林業部、埼玉県寄居林業事務所
0	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・水の放流・停滞行為等、水のしん透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造 ・のり切、切土、掘さく、盛土・立木竹の伐採 ・木竹の滑下・地引による搬出 ・土石の採取・集積	許可	県土整備部河川砂防課荒川上流域・砂防担当（048-830-5141）	埼玉県杉戸県土整備事務所
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(10)	土砂災害特別警戒区域内における、住宅・社会福祉施設・学校・医療機関の建設（特定開発行為）	許可	同上	同上

法令名 （条番号）	規制等の対象となる行為	手続区分	県庁の担当課 （制度全般）	手続の担当窓口
都市計画法(29)	次の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）や建築行為 ・市街化区域内での1,000m2以上の開発行為（首都圏整備法に規定する既成市街地、近郊整備地帯の区域を含む市町村については、500m2以上） ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000m2以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	都市整備部都市計画課開発指導担当（048-830-5478）	建築指導課開発指導担当
建築基準法(6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	都市整備部建築安全課建築指導担当（048-830-5519）	建築指導課建築指導担当
文化財保護法(93)	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内における建築・土木工事等	届出	教育局市町村支援部生涯学習文化財課埋蔵文化財担当（048-830-6988）	教育委員会社会教育課
同上(96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	同上	同上
埼玉県文化財保護条例(14、28、35、39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可又は届出	教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当（048-830-6981）	同上

別表2　設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区 ※現在は該当地区なし	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区 ※現在は該当地区なし	県内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地 ・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

法令名	エリア（区域の名称等）	理由
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	各景観行政団体の景観形成重点地区	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。